

令和7年度 茨城県地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業推進方針

令和7月8日
茨城県農林水産部農業経営課

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「国実施要綱」という。））別記2第10の2の規定に基づき、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業における推進方針を次のとおり定める。

1 方針

県・農地中間管理機構（以下「機構」という）・農業会議は、市町村が地域計画（又は地域計画の策定に向けた取組）に基づき進める農地の集積・集約化について、関係機関・団体との連携強化を図り、地域の話合いを促進し、農地の受け手や出し手の掘り起こしを進め、品目や地域を絞って重点的に取り組むことで、地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業等を活用した担い手（※1）への農地の集積・集約化を一層推進する。

（1）県基本方針における担い手が利用する農用地の面積目標

本県における令和12年度までの担い手への農地の集積目標値は、次の表のとおり設定する。

区分	基準（令和4年度）	目標（令和12年度）
耕地面積 ①	160,700 ha	150,300 ha
うち担い手が利用する面積 ②	64,064 ha	99,200 ha
担い手への集積率 ②／①	39.9 %	66.0 %

（2）本県の目標達成までの年度別の考え方

本県の目標を達成するための、毎年3.3ポイントの集積率の増加を目標とする。

また、集積目標達成のため、機構集積協力金等を活用し、農地中間管理事業による更なる農地の集積・集約化を推進する。

2 推進内容

（1）関連施策との連携による農地の集積・集約化

品目や地域を絞った農地の集積・集約化を推進するため、「リーディングアグリプレーヤー育成・確保事業」などの県施策を活用した取組みを実施する。

また、農地耕作条件改善事業や農地中間管理機構関連農地整備事業などの基盤整備事業と連携した農地の集積・集約化を推進する。

（2）地域計画の策定と連動した農地の集積・集約化

各市町村で取り組む地域計画の策定に係る話合い等の機会を活用し、経営規模の拡大によって販売金額1億円以上の経営体を育成できる見込みのある地域を重点推進地域に設定し、意欲ある担い手の生産性向上に向けた農地の集積・集約化を重点的に推進する。

※1「担い手」とは、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者、集落営農経営（特定農業団体、集落内の農地を一括管理・運営する営農組織）である経営体とし、「非担い手」とは、「担い手」以外の経営体とする。